



Title	義務規則と規則の個別化
Author(s)	杉本, 孝司
Citation	大阪外大英米研究. 1983, 13, p. 65-72
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99064
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

義務規則と規則の個別化

杉 本 孝 司

O. 小論の目的は、義務規則を排除する文法が、必ずしもその排除される規則を、別の形で文法内の他の規則(の一部)として述べる必要がない、ことを、モンテギューワー文法(以下MG)の枠組で示すことと、義務規則の不必要性を述べることにある。義務規則を排除するMGとは、例えば Partee(1977)のように、生成される各範疇の表現に整合性の条件(well-formedness constraint)を課すモデルに典型的に見られるもので、次のTMG(変形規則をも用いるMG)の規則の一般式(1)で言えば、その出力、つまり範疇Bの表現、に関して(2)の制限が加えられている文法モデルのことと言う。

- (1) If $\alpha_1 \in P_{A1}, \alpha_2 \in P_{A2}, \dots, \text{and } \alpha_n \in P_{An}$, then $F_i(\alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_n) \in P_B$.
- (2) $F_i(\alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_n)$ is a well-formed (surface) string of the category B.

2. McCawley(1977:105)は義務変形について次のように述べている。

- (3) Note that the exclusion of obligatory transformations is really a restriction on the individuation of syntactic rules rather than on their content. An orthodox Montague grammarian can have as many obligatory transformations as desired simply by formulating them as riders on other rules.

主語・動詞一致(Subject-Verb Agreement)を例に取れば、この規則は義務規則であり、

- (4) a. He is/*are young.
b. They *has/have gone.
etc.

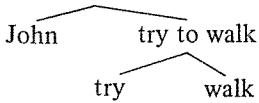
たとえ TMG でこの規則が表面上不必要(つまり義務規則であるという理由から)とされても、どのみち、それは何処かで、別の規則の同乗者(riders)として述べられねばならない、ということである。現に、この主語・動詞一致は、MGでは、名詞句と動詞句から文をつくる規則の一部として述べられるのが普通である(cf. Partee(1977)やMontague(1973)の統語規則 S4)。上記の McCawley の主旨は、このように、義務規則を排除するということは、その規則を如何に個別化(individuation)するか、ということであって、その規則が不必要になるということではない、というトコロにある。

3. しかし、McCawley の意見には、若干修正が必要であるように思われる。確かに、主語・動詞一致に関しては、McCawley の意見は正しい。そして同様のコトが、再帰代名詞化や主語・助動詞転換等についても言える。これらは、どのみち、何処かで何らかの形で述べられねばならない規則であり、これらに相当する何らかの文法規則をその一部として持たない文法が、記述的妥当性を欠くコトは疑う余地のないところであろう。しかし同様のコトが、例えば、同一名詞句削除(Equi-NP Deletion)についても言えるであろうか。この規則は英語においては義務的に適用されねばならない。¹⁾

- (5) a. John_j tries (*for him_j) to walk.
- b. Mary persuaded John_j (*for him_j) to walk.
- c. John_j promised Mary (*for him_j) to walk.

当然のことながら、(2)を擁立する立場では同一名詞句削除は許容できない文法規則である。なんとなれば、同一名詞句削除の入力となるべき文(5)a, b, c のカッコ内の要素をも含めた文)が(2)に抵触してしまうからである。しかし、かと言つて、McCawley の言うようにこの規則が他の規則の一部として組み込まれる必要があるかと言うと、答えは否と言わざるを得ない。TMG(もしくはMG)での標準的取り扱いを(5a)を例にとって示せば、その分析図(analysis tree)は(6)、内包論理(intensional logic)への翻訳は(7)となるであろう。

- (6) John tries to walk



- (7) $try(^{walk})(j)$ (あるいは $\lambda P^V P(j)[^{try} (^{walk})])$

ここで、‘try’の意味的タイプは $<< s, < e, t >>, < e, t >>$ (例えば *walk* という属性(property)をその項にとり新しい述語(predicate)を産む関数)で、同一名詞句削除が(5a)で保証している事実、即ち *walk* の主語が *John* であることは、(7)において、*j* が新しい述語 *try'(^{walk})* の主語である、ということによって保証されている。換言すれば(6)の分析(つまり、*John tries to walk* は、概略、名詞句 *John*、動詞 *try*、述語 *walk* が結びついて形成されるとする分析)と、対応する翻訳(7)に依れば、変形文法における伝統的処理方法である同一名詞句削除による *John tries to walk* の生成は、不必要であるということになる。²⁾もちろん、生成文法において(5)のように補文を設け、その補文主語を消去するのには、統語論的根拠も与えられていたわけである。たとえば再帰代名詞の問題がそうである。

- (8) a. $John_j \text{ tries to kill } *him_j/himself.$
 b. $Mary_i \text{ persuaded } John_j \text{ to wash } *him_j/himself/*herself/her_i.$
 c. $John_j \text{ promised } Mary_i \text{ to wash } *him_j/himself/*herself/her_i.$

しかし、周知の事実ではあるが、(8)の再帰代名詞の生起を記述するのに、必ずしも補文が必要であるということはない。たとえば、変形文法においては、VP-comp や再帰代名詞を直接基底形に導入し、再帰代名詞を解釈規則によって先行詞に関係づけることが考えられるし(cf. Jackendoff (1972)他)、MGにおいても *kill himself* 等のフレーズを生成する方法が種々考えられ(cf. Thoma-son (1976) や Bach and Partee (1980) 等)、この述語が *try* などの動詞と直接結びつく、と考えれば(8)のような文も問題なく((6)と同列に)生成できるわけである。

4. 以上見た通り、義務規則である同一名詞句削除を(2)との絡み合いで排除したとしても、必ずしもそれが、別の規則の一部として述べ替えられる必要はないのである。この意味において、(3)において引用した McCawley の言葉は妥当性を欠くと言える。同様のことは *seem* 構文等における上昇(Raising)についても言えると思う。未だこのことは詳しく調べていないが、大体において次のようなことが言えるのではないか、と思う。則ち、McCawley の意見が 100% 正しい、と推察されるのは、(英語の) morphological adjustments に関する義務規則のみであって、それ以外の場合においては、分析の方法さえ工夫すれば、義務規則を文法の中から永久追放できる可能性もあるのではないか、ということである。

5. 今ここで、義務規則が、何故無いほうがよいかについて考えてみる。但しここでは、前節でも述べたように morphological adjustments に関する規則は、その考察の対象外である。義務規則 R_i の第一義的な統語機能は、文法的でない文(もしくは句)構造 α を、より文法的な文(句)構造 β に変換することにある。(今、話を簡単にする為に β が文法的である場合に限って論を進める。)つまり、逆に言えば β という言語事実を説明するために、実際には許容されない α を認めることの代償として、義務規則 R_i が必要となってくる訳である。しかし、実際には観察されない α を認めるには、それなりの独立した根拠が必要である。もしそういう独立の根拠が、全く別の方法で説明がつくのであれば、言語事実に合わない α を設定する必要はないと言える。つまり、「他のコトが同じであれば(other things being equal)」、 α という経験的事実に合わない抽象的構造は無い方がよいということになる。このような意味で、義務規則を排除する整合性の条件(2)は、まさに「可能な文法」を制限していると言える。

6. 次に日本語における同一名詞句削除を考えてみる。これは変形文法においては、二種類の場合について適用される。第一には、義務規則として働く場合で、いわゆる governed rule として機能している。典型的な例として、(9a, c)

からそれぞれ(9b, d)を導く場合が考えられる。(格助詞は便宜上与えておく。)

- (9) a. 太郎ガ花子ヲ〔花子ガ歌-w〕_S a-せる。
b. 太郎ガ花子ヲ〔φ 歌-w〕_S a-せる。
c. 僕ハ〔僕ガ泳-g〕_S i-たい。
d. 僕ハ〔φ 泳-g〕_S i-たい。

第二の場合は、任意規則として働く場合で、これは多分談話文法の規則と考えるべきもので、例えば(10a)から(10b)を導くような場合である。

- (10) a. 太郎ハ〔自分が盗んだ〕コトを認めた。
b. 太郎は〔φ 盗んだ〕ことを認めた。

このような場合は governed rule ではないと考えられる。今この二種類の同一名詞句削除を較べてみると、種々の相違点が観察される。

- (11) a. (9)の場合
i 義務規則である。
ii 述語上昇(Verb Raising)が適用されねばならない。
iii 動詞の形態が全体として複合語となる。
iv 「a-せる」、「i-たい」などは、補文に補文標識を必要としない唯一の動詞類である。
v 表面では補文の存在を示唆するものが(動詞語幹以外に)無い。
b. (10)の場合
i 任意規則である。
ii 述語上昇は適用されない。
iii 動詞の形態は補文、主文共に独立している。
iv 補文標識が存在する。
v 表面で補文の存在を示唆する要素がある(時制をもった動詞形、補文標識など)。

このように見えてくると同一名詞句削除が任意的に働く(10)の場合は、確かに、補文内の名詞句を削除する、というプロセスが働いていると考えることに十分な根拠があると思われる。それに反して、同一名詞句削除が義務的に働くとされてい

る(9)の場合は、 $(a \rightarrow b), (c \rightarrow d)$ というプロセスを考えることに少し無理があると思われる。むしろこれらは、次の複合動詞形成としてとらえる方が妥当性があるといえる。

$$(12) \quad a. [歌 - w] + [a - せる] \Leftrightarrow [歌 - wa - せる]$$

$$b. [泳 - g] + [i - たい] \Leftrightarrow [泳 - gi - たい]$$

つまり語形成のプロセスと考えられるべきもので、そう考えることにより(11a)の事実が納得のゆくものとなる。換言すれば、日本語においても、少くとも義務規則として働く同一名詞句削除は、先の英語の場合と同様、排除した方がよい、という結論に到達する。そして英語文(5)について述べたことと同様のことが(9b, d)の文の取り扱いについても言える。なお(9a, b)を設定する統語的根拠として再帰代名詞との絡み合い等があげられるが、これらのMG内での処理については、Sugimoto(1982)を参照されたい。

(註)

- 1) これには例外があり、例えば次の文は文法的である。

I want very much for me to go.

この場合は want と for me の間に余分の要素が介在していることが、この文の文法性を高めている、と普通考えられている。しかし、このような指定可能な環境を除けば、同一名詞句削除は英語では義務規則と考えてよいと思われる。

- 2) 論理表記 $try'(^{walk'})(j)$ において $^{walk'}$ の動作主が j (もう少し正確には $^{walk'}$ の指示する個体(individuals)の集合の特徴関数(characteristic function)がその項(argument)に j の指示している個体を取った時の真理値が真(true))であることは、例えば *John walks slowly* の翻訳 *slowly*, $(^{walk'})(j)$ において、 j が $^{walk'}$ の動作主であることと全く同様のことである。しかし、もう少しこのことを前面に押し出したければ、たとえば英語の *try* の翻訳を次のように変更してもよい。

$$\lambda P \lambda x try^+ (^P(x))(x)$$

(ここで try^+ は $\langle\langle s, t \rangle, \langle e, t \rangle\rangle$ をそのタイプとする非論

理定項)

(同様の指摘は Dowty(1981:236)にも見える。)

References:

- Bach, E., and B. Partee (1980) "Anaphora and semantic structure." *CLS 16 Paravolume*: 1-28.
- Dowty, D.R., R.E. Wall, and S.Peters (1981) *Introduction to Montague Semantics*. Dordrecht: Reidel.
- Jackendoff, R. (1972) *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. Cambridge, Mass: MIT Press.
- McCawley, J.D. (1977) "Helpful hints to the ordinary working Montague grammarian." In Davis and Mithun (eds.) *Linguistics, Philosophy, and Montague Grammar*, Austin: University of Texas Press: 103-126.
- Montague, R. (1973) "The Proper treatment of quantification in ordinary English." In Thomason, R. (ed.) *Formal Philosophy*, New Haven: Yale University Press: 247-270.
- Partee, B (1977) "Constraining transformational Montague grammar." In Davis and Mithun (eds.): 51-102.
- Sugimoto, T. (1982) *Transformational Montague Grammatical Studies of Japanese*. Ph. D. dissertation, University of Hawaii at Manoa.
- Thomason, R. (1976) "Some extensions of Montague Grammar." In Partee (ed.) *Montague Grammar*, N.Y.: Academic Press: 77-117.

